※各評価項目に対する各申請書への記載に当たっては、**『総合評価に関する事項』に係る貿意事 項等**(以下「**留意事項等**」という。)をよく読んでください。

総合評価に関する事項

工 事 名 R1警交 交通管制センター等改修工事1

工 事 箇 所 徳島市万代町2丁目5番地1

1 入札の評価に関する基準

この工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は、次のとおりとする。

① 簡易な施工計画の評価

評価項目	評 価 基 準	! 配点	得点
「品質・施工の確認	品質・施工の確認方法、管理方法が工事特性(工事	20.0	/ 20.0
方法,管理方法」の	内容,環境条件等)を踏まえて適切であり,特に優	 	
適切性	れた内容である。	1 1 <u>1</u>	
	品質・施工の確認方法,管理方法が工事特性(工事	15.0	
	内容,環境条件等)を踏まえて適切であり,優れた	! 	
	内容である。	 	
	品質・施工の確認方法,管理方法が工事特性(工事	10.0	
	内容,環境条件等)を踏まえて適切であり,特に良	! ! !	
	い内容である。	I I	
	品質・施工の確認方法,管理方法が工事特性(工事	5.0	
	内容,環境条件等)を踏まえて適切であり,良い内	 	
	容である。	ı I I	
	品質・施工の確認方法,管理方法が工事特性(工事	0.0	
	内容,環境条件等)を踏まえて適切である。	i I	

② 企業の施工能力の評価

在未分池工能力の計画			
評 価 項 目	評価基準	配点	得点
平成21年度から入札 公告日までに通知さ れた工事成績評定点 (5件以内)	工事成績評価= Σ [(Yn-65)× β n]×20/112.5 評価は整数(小数第 1 位を四捨五入) <20点を上限とする> Yn:工事成績評定点(5 件まで申告) β n:請負金額(竣工時)の補正係数 ・25百万円以上の場合: β =1.5 ・10百万円以上25百万円未満の場合: β =1.2	0~20	/ 20.0
ISO等	・10百万円未満の場合: β=1.0 IS09001, IS014001, エコアクション 2 1 のいずれかを取得等 上記以外	5. 0 0. 0	/ 5.0

③ 配置予定技術者の施工能力の評価

評 価 項 目	評価基準	l 配点	得点
平成21年度から入札	工事成績評価=Σ[(Yn-65)×βn]×20/67.5	0~20	/ 20.0
公告日までに通知さ	評価は整数(小数第1位を四捨五入)	i i	
れた工事成績評定点	<20点を上限とする>	! !	
(3件以内)	Yn:工事成績評定点(3件まで申告)	!	
	βn:請負金額(竣工時)の補正係数	 	
	・25百万円以上の場合:β=1.5	! !	
	・10百万円以上25百万円未満の場合: β=1.2	! !	
	・10百万円未満の場合: β =1.0	! !	
		! !	

④ 地域精通度の評価

評 価 項 目	評 価 基 準	配点	得点
地域精通度	徳島県内に主たる営業所がある	15.0	/ 15.0

徳島県内に営業所がある	5.0
上記以外	0.0

⑤ 低入札による減点措置

この入札は「総合評価落札方式の実施方針」11の(2)に規定する低入札工事に対する減点 措置の対象となる。

建設工事の種類が**電気工事**である徳島県発注工事(総合評価落札方式)において、低入札価格 調査基準価格を下回った価格をもって契約(以下「**低入札契約**」という。)した者で、<u>開札日時</u> 点に減点措置の期間中にある者(以下「減点対象者」という。)は、この入札における加算点の 算出時に、低入札契約時に示された減点措置を実施するものとする。

なお、減点の結果、各評価項目の得点合計が0点未満となった場合は、失格とする。

この入札で減点対象者が共同企業体を構成する場合は、構成員の中に減点対象者がある場合には、最も減点措置の大きい者に対する減点を適用する。

2 総合評価の方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者(失格となった者を除く。)に対して,次の方法により算出される「評価値」をもって総合評価を行う。

評価値= (基礎点+加算点)÷入札価格(単位:億円)

基礎点:入札に必要となる参加資格要件を満足する場合に100点とする。

加算点:「1 入札の評価に関する基準」に基づき,次の方法により算出する。

加算点= (1①~④の得点の合計+⑤の減点(該当する場合)) ÷80点 (1①~④の配点 の合計) \times 20点

なお、評価値は、小数第3位(小数第4位四捨五入)止めとする。 加算点は、小数第1位(小数第2位四捨五入)止めとする。 入札価格は、億円単位とし、小数第5位(小数第6位切り上げ)止めとする。

3 低入札工事に対する減点措置

- ・この入札で、低入札価格調査基準価格を下回った額で契約した者は、「減点措置の期間」に記載された期間、低入札工事に対する減点措置として総合評価落札方式において、20点減点される。ただし、減点措置の対象となる入札は、建設工事の種類がこの入札と同じものに限る。なお、減点は累積する。
- ・この入札で共同企業体を構成した場合は、その構成員に対し、それぞれ同様の減点措置を適用する。

減点措置の対象となる期間

この入札において,低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約した場合には,次の表に記載する期間において,減点措置の対象となる。

減点措置の期間 契約締結日から令和2年3月5日まで

『総合評価に関する事項』に係る留意事項等

★この入札は、入札後審査方式一般競争入札により行うため、落札候補者として決定された者を除き、原則として、提出された入札参加確認資料のみで入札参加資格の確認(審査)及び総合評価を行うので、指定された様式等への記述に際し、次の内容を十分確認した上で、記述漏れ、記述間違いのないよう注意すること。

なお、審査は申請書等を印刷して行うので、申請書の各ページには、必ず<u>「商号又は名称」を 記述</u>すること。記述漏れとなったページにより、参加資格が確認できない場合については、無効、 評価基準が確認できない場合については、加算点の算出を行わないものとする。

■簡易な施工計画の評価

〇総合評価(簡易な施工計画)申請書(様式2)により評価するので、申請書に記載された「記述上の留意点」に十分注意して記述すること。

なお、簡易な施工計画に記述した工事材料、施工方法等の機能、性能等を補足説明するため、 参考となる資料(<u>PDF形式</u>の電子ファイルに限る。)を提出することができる。ただし、提出 する資料を含めて、入札参加資格審査申請書等のファイル容量の合計は<u>3メガバイト以内</u>の制 限がある

なお,当該参考資料に限っては,徳島県電子入札システム運用基準4-5に関わらず,持参又は郵送(書留郵便に限る。)による書面での提出も可能とする。

当該参考資料のみ書面による分割提出を行う場合は,徳島県電子入札システム運用基準4-6 (1)の目録ファイルの提出については、省略してもよい。

ア 提出期限

入札公告に明示する入札参加資格審査申請書等の提出期限

イ 提出場所

入札公告に明示する「問い合わせ先」の「(1) 入札に関すること」に記載の場所

■企業の施工能力の評価

- 〇総合評価(簡易型)加算点等算出資料申請書により評価するので、申請書に記載された「注意 事項」に十分注意して記述すること。
- ○評価項目(工事成績)
- ・工事成績は、「企業の施工能力」に記述された次の方法により算出する。

工事成績評価 = Σ [(Yn-65) × β n] × 20/112.5

Yn:工事成績評定点

 β n : 請負金額の補正係数 最終請負代金額が2,500万円以上の場合: β =1.5

1,000万円以上2,500万円未満の場合: β=1.2

1,000万円未満の場合: β=1.0

- ・工事成績評定点は、5件まで申告することができる。
- ・工事成績評定点は、<u>平成21年度から</u>この入札の公告日までの間に徳島県又は国の行政機関から 工事成績評定要領等に基づき通知されたものに限る。
- ・工事成績評定点は、建設工事の種類が「電気工事」の場合に限る。
- ・特定建設工事共同企業体の工事成績評定点は、その構成員として出資比率20パーセント以上の場合に限る。(ただし、経常 J V での実績については、経常 J V としての出資比率が20パーセント以上であれば評価する。経常 J V を構成する単体企業の出資比率まで算定するものではない。)
- ○評価項目 (ISO等)
- ・入札公告日における取得等の状況を評価する。
- ・入札公告日において,有効期限切れの場合は評価対象外とするが,入札公告日に更新手続き中 (更新審査終了済)であり,かつ,落札候補者の段階で更新手続きが完了している場合には評価する。

■配置予定技術者の施工能力の評価

- ○総合評価 (簡易型) 加算点等算出資料申請書により評価するので、申請書に記載された「注意 事項」に十分注意して記述すること。
- ・配置予定技術者の雇用期間が1年間となるまで、評価の対象としないので注意すること。
- ・配置予定技術者は3名まで申請できるが、複数申請した場合は、最も評価の低い者で評価する。
- ・配置予定技術者としての評価は、工期の2分の1を超える期間において、現場代理人、監理技術者 又は主任技術者として従事した経験のみを対象とする。
- ・施工管理技士等保有資格の記載に当たっては、入札参加資格要件と評価基準に留意すること。
- ・低入札価格調査制度に基づき、増員して配置した技術者として従事した工事の経験等は評価対象としない。

○評価項目(工事成績)

・工事成績評価は、「配置予定技術者の施工能力」に記述された次の方法により算出する。 工事成績評価= Σ [(Yn-65) × β n] × 20/67.5

Y n : 工事成績評定点

 β n:請負代金額の補正係数 最終請負代金額が2,500万円以上の場合: β =1.5

1,000万円以上2,500万円未満の場合: β =1.2

1,000万円未満の場合: β=1.0

・工事成績評定点は、3件まで申告することができる。

- ・工事成績評定点は、<u>平成21年度から</u>この入札の公告日までの間に徳島県又は国の行政機関から 工事成績評定要領等に基づき通知されたものに限る。ただし、入札参加者が下記に示す方法で 評価期間の加算を申請した場合はこの限りではない。
- ・工事成績評定点は、建設工事の種類が「電気工事」の場合に限る。
- ・特定建設工事共同企業体の工事成績評定点は、その構成員として出資比率20パーセント以上の場合に限る(ただし、経常 J V での実績については、経常 J V としての出資比率が20パーセント以上であれば評価する。経常 J V を構成する単体企業の出資比率まで算定するものではない。)。

■地域精通度の評価

○評価項目(地域精通度)

・「主たる営業所」及び「営業所」とは、建設業法上の「主たる営業所」及び「営業所」とする。

■その他留意事項

○企業評価及び配置予定技術者の評価対象(機関,期間等)は各々異なるので,十分注意すること。

<参考>

評価項目	対 象 機 関	対 象 期 間
施工実績及び施工経験	国, 地方公共団体等	平成16年度からこの入札の公告日まで
工事成績	徳島県, 国の行政機関	企業及び技術者ともに、平成21年度からこの入
		札の公告日まで

※工事成績については、各機関の工事成績評定要領に基づき通知されたものに限る。